

資料4

軽微な事案について

大分市地域公共交通協議会

議事 4

軽微な事案について

当協議会では、会則第7条第5項により、議長が軽微な事案と判断したものについては、書面による報告事項として処理できるものとしている。

今後、当協議会をより効率的に運営するため、本市が主体的に運行する大分きゃんバス、路線バス代替交通、ふれあい交通の以下の事項による事業計画及び運行計画の変更については、軽微な事案とする。

なお、報告事項は「協議を調えたもの」として扱わない。

【軽微な事案の例】（案）

- ① 既存系統の延伸または短縮（路線の新設、廃止を含む）
※利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性を取る必要がないものに限る
- ② ①に伴う、停留所（乗降地点）の新設または廃止
- ③ 既存系統上での停留所（乗降地点）の新設または廃止 ※路線延伸は伴わないもの
- ④ 既存系統沿いの学校の登下校時刻、商業施設の営業時間等に合わせた運行時刻（発車時刻、到着時刻）および運行回数の変更
- ⑤ 鉄道、路線バスのダイヤ改正、お盆ダイヤ、年末年始ダイヤ等に伴う、運行時刻（発車時刻、到着時刻）および運行回数の変更
- ⑥ OITAサイクルフェス等のイベントや道路工事等の交通規制に伴う、迂回運行

参考資料

大分市地域公共交通協議会 会則第7条第5項（抜粋）

会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

地域住民に対する意見集約スケジュール

大分きゃんバス運行事業	
隨時	市美術館営業時間の変更等による協議
路線バス代替交通運行事業	
年中	車内アンケートを実施
11月	沿線自治会を対象に地域検討会を開催
12月	アンケート、地域検討会で寄せられた要望を基に警察、道路管理者、運行事業者と調整
2月	バス事業者より、接続バス停のダイヤ改正情報提供
3月	新年度ダイヤ確定
ふれあい交通運行事業	
10~11月	沿線自治会を対象に地域検討会を開催
12月	地域検討会で寄せられた要望を基に警察、道路管理者、運行事業者と調整
2月	バス事業者より、接続バス停のダイヤ改正情報提供
3月	新年度ダイヤ確定